

平成 25 年 3 月 15 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

自立支援医療（育成医療）及び未熟児の養育医療の
公費負担者番号等の変更等について

自立支援医療（育成医療）は、児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害児で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものであり、実施主体が都道府県・指定都市・中核市となっております。

養育医療（母子保健法第 20 条）は、都道府県、保健所を設置する市又は特別区において、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができることとしております。

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）により、医療の給付事務が平成 25 年 4 月 1 日より都道府県等から市（区）町村へ権限移譲されることとなり、市（区）町村ごとに新たな公費負担者番号が設定されることとなりました。

平成 25 年 4 月以降の診療分に係る診療報酬請求（5 月請求分から）については、この新たに設定された公費負担者番号を用いることとなります。4 月以降は、新たに設定された公費負担者番号が記載された受給者証が提示されることとなりますので、各医療機関におかれましてはその旨ご承知おきいただきますよう、周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、自立支援医療（育成医療）及び未熟児の養育医療にかかる市（区）町村ごとの公費負担者番号表につきましては、日本医師会の都道府県医師会宛て文書管理システムの「お知らせ」に Excel 表を掲載いたしますので、ご確認・ご活用いただきますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・自立支援医療（育成医療）の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について
（平 25. 2. 28 障精発 0228 第 3 号
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長）
- ・養育医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について
（平 25. 2. 28 雇児母発 0228 第 2 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長）

※ 自立支援医療（育成医療）及び未熟児の養育医療とも、市（区）町村ごとの公費負担者番号を示した表の添付を省略させていただいております。お手数ですが、都道府県医師会宛て文書管理システムのお知らせに表を掲載いたしますので、ご確認ください。

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 障害保健福祉主管部(局)長 殿
 { 中核市 }

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長

自立支援医療（育成医療）の給付に係る公費負担者番号及び
受給者番号の設定について

自立支援医療（育成医療）の支給認定事務については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第35号）により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）の一部が改正され、平成25年4月1日から都道府県から市（区）町村へ権限移譲される。

ついては、平成25年4月1日以後の自立支援医療（育成医療）の給付に係る公費負担者番号は下記により設定されたい。

ただし、平成25年3月31日までに行われた自立支援医療（育成医療）の給付における公費負担者番号の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

記

1 公費負担者番号等の設定方法

公費負担者番号	①	②	③	④
公費負担者医療の受給者番号	⑤			④

(1) 法別番号①(2桁)

育成医療の法別番号は「16」であること。

(2) 都道府県番号②(2桁)

「保険者番号等の設定について(昭和51年8月7日保発第45号・庁保発第34号)」の別表2の番号とすること。(総務省採用の都道府県番号と同様)

(3) 実施機関番号③(3桁)

市(区)町村の実施機関番号の設定にあたっては、空き番号等を勘案し、別添のとおり作成したので、ご活用の上設定いただくようお願いする。

なお、市町村の合併等により実施機関番号の改定を行う場合は、審査支払機関等と十分調整のうえ実施機関番号を設定すること。

(4) 検証番号④(1桁)

次の方式により算定すること。(例)

ア 法別番号、都道府県番号及び実施機関番号の各数の末尾の桁を起点として順次2と1を乗じる。

イ アで算出した積の和を求める。ただし、積が2桁となる場合は、1桁目と2桁目の数字の和とする。

ウ 10とイで算出した数字の下1桁の数との差を求める。これを検証番号とする。ただし、イで算出した数字の1の位の数が0のときは検証番号を0とする。

例)

法別番号	都道府県番号	実施機関番号
160	160	1
× × ×	× × ×	×
212	1212	2

$$2 + 6 + 0 + 1 + (1 + 2) + 0 + 2 = 14$$
$$10 - 4 = \boxed{6} \dots \text{検証番号}$$

(5) 受給者番号⑤(7桁)

ア 受給者番号は、受給者区分6桁、検証番号1桁、計7桁の番号とすること。

イ 受給者区分は、実施機関ごとに設定すること。

ウ 検証番号は、(4)と同様の方法により算出すること。

2 実施の時期

平成25年4月診療分(5月請求分)から実施すること。

雇児母発 0228 第 2 号
平成 25 年 2 月 28 日

各 { 都道府県 }
 { 政令市 } 衛生主管部(局)長 殿
 { 特別区 }

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

養育医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について

養育医療の給付については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）により、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の一部が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から都道府県、政令市及び特別区から全ての市（区）町村へ権限移譲されることとなった。

このため、平成 25 年 4 月 1 日以降に行われる養育医療の給付に係る公費負担者番号を、市（区）町村ごとに設定する必要があるため、下記により設定されたい。

ただし、平成 25 年 3 月 31 日までに行われた養育医療の給付に係る公費負担者番号の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

また、「診療報酬等請求事務の簡素化に伴う育成医療費等公費負担医療の取り扱いについて」（昭和 49 年 10 月 14 日児企第 46 号）については、「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて」（平成 25 年 2 月 28 日雇児福発 0228 第 1 号・雇児母発 0228 第 1 号・障障発 0228 第 1 号）により廃止しているため、その旨申し添える。

なお、当該通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 号の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

記

1 公費負担者番号等の設定方法

公費負担者番号	①	②	③	④
公費負担者医療の受給者番号	⑤			④

(1) 法別番号①(2桁)

養育医療の法別番号は「23」とすること。

(2) 都道府県番号②(2桁)

「保険者番号等の設定について(昭和51年8月7日保発第45号・庁保発第34号)」の別表2 都道府県番号表の番号とすること。(総務省採用の都道府県番号と同様)

(3) 実施機関番号③(3桁)

市(区)町村の実施機関番号の設定にあたっては、別添のとおりとする。

なお、今後市町村の合併等により実施機関番号の改定を行う場合は、審査支払機関等と十分調整のうえ実施機関番号を設定すること。

(4) 検証番号④(1桁)

次の方式により算定すること。(例)

ア 法別番号、都道府県番号及び実施機関番号の各数の末尾の桁を起点として順次2と1を乗じる。

イ アで算出した積の和を求める。ただし、積が2桁となる場合は、1桁目と2桁目の数字の和とする。

ウ 10とイで算出した数字の下1桁の数との差を求める。これを検証番号とする。ただし、イで算出した数字の1の位の数が0のときは検証番号を0とする。

例)

法別番号	都道府県番号	実施機関番号
2 3 0	1 6 0 1	
× × ×	× × × ×	
2 1 2	1 2 1 2	
<hr/>		
4 + 3 + 0 + 1 + (1 + 2) + 0 + 2 = 13		
10 - 3 = 7 …検証番号		

(5) 受給者番号⑤(7桁)

ア 受給者番号は、受給者区分6桁、検証番号1桁、計7桁の番号とすること。

イ 受給者区分は、実施機関ごとに設定すること。

ウ 検証番号は、(4)と同様の方法により算出すること。

2 実施の時期

平成25年4月診療分(5月請求分)から実施すること。